

もう一度、やり直せる社会へ。 立ち直りにご支援を。

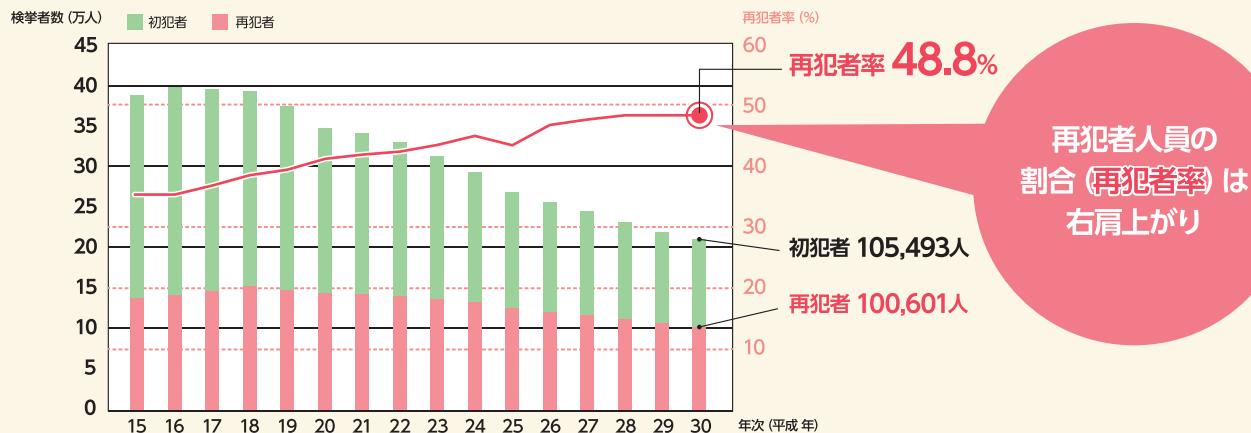


国・地方公共団体・民間団体が
一丸となって「再犯防止」に取り組んでいます。
まずは、「再犯防止」にご関心をお寄せください。
そして、ご理解・ご協力を願いいたします。

「立ち直り」を支える社会を実現するために

1 再犯の現状

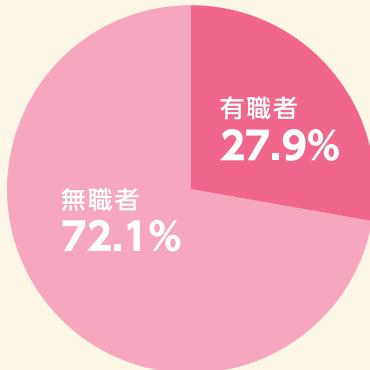
「刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移」



再犯者人員の割合(再犯者率)は右肩上がり

2 再出発しようとする人たちの現状を見てみると…

「刑務所の再入所者のうち約7割が再犯時無職」



また、保護観察終了時の調査によれば、無職の刑務所出所者等の再犯率は、有職の者と比べ約3倍と高く(平成26年から平成30年)、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保がとても重要です。

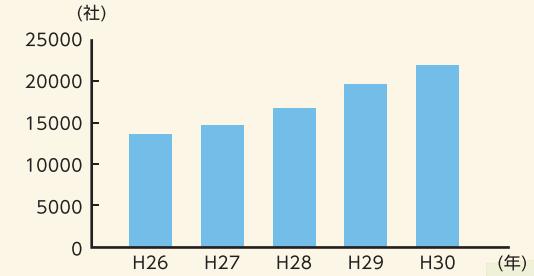
そのため、国では、刑務所出所者等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、積極的な取組を行うことに併せて、刑務所出所者等を雇用してくださる協力事業主を募集しています。

刑務所再入所者の再犯時の職業の有無
(出典:令和元年版犯罪白書)

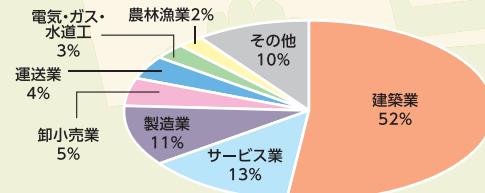
3 再犯防止を支える協力事業主

「協力事業主の現状」

▶協力事業主への登録は、年々増えています!



▶様々な業種の事業主の登録をお願いしています!



地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!

ぜひ、協力事業主としてご登録ください!

「国の支援制度や就労支援事業者機構の助成事業」



協力事業主の意義は分かったけど、実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力事業主の方々の不安を軽くする
ために、**国の支援制度があります！**

刑務所出所者等就労奨励金制度

(実際に雇用してくださった協力雇用主に
最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、
最長6か月間、月額最大8万円を
お支払いします。

※刑務所出所者等に対して、就労継続
に必要な技能や生活習慣等を習得
させるための指導や助言等を実施
していただき、保護観察所にその状
況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6
か月経過後、3か月ごとに2回、最大
12万円をお支払いします。

※刑務所出所者等に対して、就労継続
に必要な技能や生活習慣等を習得
させるための指導や助言等を実施
していただき、保護観察所にその状
況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務
所出所者を雇用した日から最長
1年間、刑務所出所者等により
被った損害のうち、一定の条件
を満たすものについて、損害ご
との上限額の範囲内で見舞金を
お支払いします。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用
した場合、最長3か月間、月額4
万円をお支払いします。

※事前にトライアル雇用求人をハロー
ワークに登録していただくとともに、
雇用保険に加入していることが条件
となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場
環境や業務を体験させていた
い場合、講習委託費をお
支払いします。

※社会保険に加入していることが条件
となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場
や社員寮等を見学させること
により、就労への意欲を引き
出します。

地方公共団体の中には、協力事業主に対し、公共事業の入札の際に優遇措置を設けている団体があります。

また、特定非営利活動法人山形県就労支援事業者機構では対象者を雇用するにあたり、予算の範囲内で健康診断の費用や作業着購入等の費用を助成しています。

協力事業主さんの声

「様々な方を雇用して思うことは、働く気持ちがある人は仕事の遅い早いはあるにしても、何とかなります。協力事業主として就労の機会は与えます。それに応えるのは、採用された方々です。雇用するからには立ち直ることを心から期待しています。」(舗装工事業)

「農作業を通じて土に触れ、作物を育てることで人間らしさを取り戻し、自然の中で心身ともに解放されて甦る、そんな姿を見るにつけ、私自身が癒され嬉しくなる。」(農業)

「刑務所で介護資格を取得した二人は、それぞれの長所持
ち味を活かしながら高齢者に接し真面目に働いている。活用
させていただいた身元保証や奨励金の支援を通して協力事
業主制度の理解が進み、介護業界において積極的な雇用が
行われることを願う。」(介護サービス業)

「頑張る人を応援し、励まし、そして信じるという、当たり前の
ことをし、ほかの社員と分け隔てなく、当社の一員として接
していれば、良い結果につながります。彼らを雇うことによっ
て、彼らが自活・自立する一助にならうと、自負してい
ます。」(建設業)

安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える**「更生保護」**が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないよう、様々な立場から見守り、更生を支援する**「更生保護ボランティア」**の活動にご理解をいただき、力をお貸しください。

更生ペンギンの
ホコちゃん
更生ペンギンの
サラちゃん



保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所のない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。

協力事業主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子供たちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

就労支援事業者機構

経済界の協力により、犯罪者の就労支援などを行い、安全な社会づくりに貢献する組織(特定非営利活動法人)です。

更生保護事業協会

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力事業主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防活動や更生保護に関する広報活動を行う団体です。

山形県は再犯防止のため“社会を明るくする運動”を推進しています。

“社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

お問い合わせは下記にお願いします。

〒990-0046 山形市大手町1番32号 山形保護観察所内 更生保護法人 山形県更生保護事業協会
電話 (023)631-2277(観察所) 080-6039-1364(直通)
FAX (023)628-1934